

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2941号及び第2942号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の2件の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

(1) 「横浜市建築工事共通単価表（B1）のうち、一覧表（目次）及び機労材の構成が分かるもの（歩掛り）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2941号】

(2) 「横浜市建築工事共通単価表（B2、B3）のうち、一覧表（目次）及び機労材の構成が分かるもの（歩掛り）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2942号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2941	令和元年6月18日	令和元年7月2日	令和元年7月8日	令和元年8月7日	個人	市長
2942	令和元年6月18日	令和元年7月2日	令和元年7月8日	令和元年8月7日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2941	「横浜市建築工事共通単価表（B1）のうち、一覧表（目次）及び機労材の構成が分かるもの（歩掛り）」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第6号柱書に該当</p> <p>（歩掛りを公表すると、事業者の能力に応じた公正な競争の確保や公共事業の品質、適正な施工の確保に支障が生じるおそれがあり、事後公表の本来の意義を損ねるなど、公平かつ適正な入札、契約事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>	開示範囲を拡大すべき

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2942	「横浜市建築工事共通単価表（B2、B3）のうち、一覧表（目次）及び機労材の構成が分かるもの（歩掛り）」（以下「本件審査請求文書」という。）	一部開示 条例第7条第2項第6号柱書に該当 （歩掛りを公表すると、事業者の能力に応じた公正な競争の確保や公共事業の品質、適正な施工の確保に支障が生じるおそれがあり、事後公表の本来の意義を損ねるなど、公平かつ適正な入札、契約事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。）	開示範囲を拡大すべき

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2941	<p>《公共建築工事の契約に係る事務について》</p> <p>ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項では、普通地方公共団体は、契約の目的に応じ予定価格の制限の範囲内で申込みをした者を契約の相手方であることを規定しており、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第13条第2項では、予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないことを規定している。</p> <p>この点、横浜市が発注する建築工事における予定価格は、直接工事費、共通費及び消費税相当額で構成されている。そのうち直接工事費は、一般的に設計図面から施工に必要な材料等の費目と数量を把握し、これに各費目の単価を乗ずることなどにより積算する。</p> <p>そして、横浜市では予定価格を適正かつ効率的に算出するために、一般的な建築工事で共通して使用する標準的な単価を横浜市建築工事共通単価表（B1）（以下「共通単価表（B1）」という。）に掲載している。共通単価表（B1）には掲載されていない単価については、物価資料の掲載単価、カタログ等単価及び見積単価を使用して予定価格を算出する。なお、予定価格を事後公表としている建築工事では、このうちカタログ等単価及び見積単価について、事業者等が調達公告時に事前に閲覧できることとしている。</p> <p>イ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第3条各号では、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項として、①入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること、②入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること、③入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること、④その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること、⑤契約された公共工事の適正な施工が確保されることが規定されている。</p> <p>これを受けて、横浜市の工事入札では、予定価格を公表することとしており、調達公告において行う事前公表と契約締結後に契約結果と併せて行う事後公表の二つの方式を採用している。予定価格が1億円未満の建築工事については事前公表の方式を採用し、予定価格が1億円以上の建築工事については事後公表の方式を採用している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>実施機関は、本件開示請求に係る対象行政文書を「横浜市建築工事共通単価表（B1）のうち、一覧表（目次）及び機労材の構成が分かるもの（歩掛り）」と特定し、「一覧表（目次）」（以下「目次」という。）を開示し、「機労材の構成が分かるもの（歩掛り）」（以下「歩掛表」という。）を非開示とする一部開示決定を行っている。目次は共通単価表（B1）の目次部分であり、歩掛表は共通単価表（B1）に掲載されている複合単価や材料単価等（以下「共通単価」という。）を算出するための情報が記録された部分である。</p> <p>当審査会が本件審査請求文書を見分したところ、目次には共通単価の費目や単価コードが</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2941</p>	<p>記録されており、歩掛表には共通単価そのものや共通単価を構成する材料、労務、機械器具等（以下これらの各要素を「機労材」という。）の内訳並びに共通単価及び機労材の金額等の情報が詳細に記録されていた。</p> <p>歩掛表の表部分は、「No」欄、共通単価及び機労材の費目並びに機労材の合計額を示す「計」という文字が記録された「細目名称」欄、共通単価及び機労材の仕様や規格等が記録された「摘要名称」欄、共通単価及び機労材の単位が記録された「単位」欄、共通単価及び機労材の単位施工当たりの数量が記録された「数量」欄、共通単価及び機労材に定められた係数が記録された「乗率(J)」欄、共通単価及び機労材の単価が記録された「単価(T)」欄、共通単価及び機労材の金額が記録された「金額(K)」欄、共通単価及び機労材の補正率の対象等の情報が記録された「率対象」欄、単価コード並びに共通単価及び機労材の単価に関する情報が記録された「備考」欄並びに単価の更新日時が記録された「更新日」欄で構成されている。また、歩掛表の表以外の部分には、別表の項番号37の「その他」に示す内容が記録されている。</p> <p>なお、共通単価表（B1）のうち歩掛表を除く部分は紙媒体で保存され、歩掛表は共通単価表（B1）のシステムに電磁的記録として保存されている。</p> <p>《条例第7条第2項第6号柱書の該当性について》</p> <p>ア 歩掛表を非開示とした理由について、当審査会において実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 工事発注に当たり、入札参加者には金額抜き設計書を提供している。また、建築工事積算要領及び建築工事積算マニュアル、労務単価及び本市が独自に調査し算出した工事材料単価を公表している。さらに、予定価格を事後公表としている1億円以上の建築工事では、カタログ等単価及び見積単価について、入札参加者が調達公告時に事前に閲覧することができる。これらの情報に加えて、歩掛表が公表されるとなれば、事業者はその積算能力や技術的根拠のいかんにかかわらず、入札前にそれらの情報を金額抜き設計書に当てはめることで、容易に予定価格や最低制限価格を算定することが可能となってしまう。</p> <p>(イ) そして、予定価格や最低制限価格を容易に算定できるとなれば、事業者としては、最低制限価格又はその少し上の金額で入札すれば落札の可能性が高くなるため、適正な積算による競争を阻害することとなる。これは、事業者の積算能力を入札に反映させるという予定価格の事後公表制度の目的にも相容れないものである。</p> <p>(ウ) また、入札の公正性や入札本来の意義が失われるおそれがあるばかりでなく、業者の適正な積算意欲を失わせ、契約実施能力の低下を招き、結果として公共事業の品質を損なうおそれがある。</p> <p>(エ) なお、歩掛りを含む工事の積算に関する情報をどこまで公表あるいは非公表とするかについての法令や全国統一の基準はないため、事業者の団体等からの意見や要望を考慮しながら、各自治体が実態を踏まえて判断している。</p> <p>(オ) この点、本市では、土木工事については歩掛りを公表しているが、土木工事と建築工事では事情が異なる。建築工事は多くの工種があり、使用する材料の種類も多く、さらに、建物を使用しながらの工事もあるなど現場ごとの施工条件も多様である。また、積算する項目も多く複雑で、歩掛りの種類や複雑さが増す傾向にある。そのため事業者にとっては積算能力や独自の技術力を発揮しやすくなっている。公共建築物は不特定多数が利用する施設であり、使い勝手や安全性に対して細心の配慮が必要なことから、技術力の高い工事が求められている。建築工事の入札においては、このような工事の特性を踏まえて、事業者の積算能力や技術力が入札結果に反映されることを期待しており、歩掛りを非公表としている。</p> <p>イ 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。</p> <p>(ア) 当審査会が歩掛表を見分したところ、別表の非開示部分1には、共通単価そのもの並びにその額を算出するための機労材に係る数量、乗率、単価及びそれらに乗じた金額が具体的に記録されていた。別表の非開示部分2には、具体的な単価等が記録されている</p>

答申 番号	判断の要旨																														
2941	<p>わけではないが、他の情報と照合することにより共通単価を算定することができる情報が記録されていた。別表の非開示部分3には、その記録をもって共通単価を算定できる情報はなかった。</p> <p>(イ) 上記(ア)より、非開示部分1及び非開示部分2を公にすると、金額抜き設計書では秘匿とされている共通単価が明らかとなり、又は当該金額を推計することができるものと認められる。また、事業者が、すでに公表されているカタログ等単価及び見積単価等の情報に加えて、共通単価を金額抜き設計書に当てはめることで、容易に予定価格に近い金額を算定することが可能となり、それにより、事業者の適正な積算意欲を失わせ、結果として公共工事の品質を損なうおそれがあるという実施機関の説明は首肯できる。</p> <p>(ウ) 以上のことから、非開示部分1及び非開示部分2は、これを公にすると、予定価格の事後公表の趣旨を没却し、実施機関の入札及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本号柱書に該当する。</p> <p>(エ) 一方、非開示部分3については、予定価格を算定できる情報であるとはいえないことから、これを公にしても、入札及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないため、本号柱書に該当しない。</p> <p>《付言》</p> <p>ア 実施機関が、開示請求に係る決定を開示請求者に対して通知する際には、決定において特定した行政文書について、その名称を具体的に通知書に記載することが必要であるとされている。</p> <p>イ 当審査会が、本件処分の一部開示決定通知書を確認したところ、開示請求書の請求内容を転記しただけの記載内容となっており、当該記載から、開示請求者が特定された行政文書を具体的に理解することは困難であることが認められた。</p> <p>ウ 本件処分のように、開示請求に係る行政文書の名称を具体的に記載せずに決定すると、開示請求者は対象となる行政文書の存在等が具体的に認識できず、実施機関が行った開示、非開示の判断の内容を正しく理解することもできない状況となる。</p> <p>エ 今後、実施機関におかれては、決定通知書の記載を適切に行うよう注意されたい。</p> <p>別表 歩掛表（本件非開示部分）の内容</p> <table border="1" data-bbox="225 1294 1474 2105"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 1294 331 1435">項番 号</th> <th data-bbox="331 1294 1321 1435">内容</th> <th data-bbox="1321 1294 1474 1435">非開示 の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 1435 331 1496">1</td> <td data-bbox="331 1435 1321 1496">「No」欄</td> <td data-bbox="1321 1435 1474 2105" rowspan="6">非開示 部分3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1496 331 1556">2</td> <td data-bbox="331 1496 1321 1556">「細目名称」欄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1556 331 1617">3</td> <td data-bbox="331 1556 1321 1617">「摘要名称」欄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1617 331 1677">4</td> <td data-bbox="331 1617 1321 1677">「単位」欄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1677 331 1738">5</td> <td data-bbox="331 1677 1321 1738">「数量」欄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1738 331 1798">6</td> <td data-bbox="331 1738 1321 1798">「細目名称」欄に共通単価の費目が記録されている行</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1798 331 1859">7</td> <td data-bbox="331 1798 1321 1859">「乗率（J）」欄</td> <td data-bbox="1321 1798 1474 1917" rowspan="2">非開示 部分1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1859 331 1917">8</td> <td data-bbox="331 1859 1321 1917">「単価（T）」欄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1917 331 1977">9</td> <td data-bbox="331 1917 1321 1977">「金額（K）」欄</td> <td data-bbox="1321 1917 1474 2038" rowspan="2">非開示 部分3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1977 331 2038">10</td> <td data-bbox="331 1977 1321 2038">「備考」欄の1行目及び2行目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 2038 331 2105">11</td> <td data-bbox="331 2038 1321 2105">「備考」欄の3行目</td> <td data-bbox="1321 2038 1474 2105">非開示</td> </tr> </tbody> </table>		項番 号	内容	非開示 の分類	1	「No」欄	非開示 部分3	2	「細目名称」欄	3	「摘要名称」欄	4	「単位」欄	5	「数量」欄	6	「細目名称」欄に共通単価の費目が記録されている行	7	「乗率（J）」欄	非開示 部分1	8	「単価（T）」欄	9	「金額（K）」欄	非開示 部分3	10	「備考」欄の1行目及び2行目	11	「備考」欄の3行目	非開示
項番 号	内容	非開示 の分類																													
1	「No」欄	非開示 部分3																													
2	「細目名称」欄																														
3	「摘要名称」欄																														
4	「単位」欄																														
5	「数量」欄																														
6	「細目名称」欄に共通単価の費目が記録されている行																														
7	「乗率（J）」欄	非開示 部分1																													
8	「単価（T）」欄																														
9	「金額（K）」欄	非開示 部分3																													
10	「備考」欄の1行目及び2行目																														
11	「備考」欄の3行目	非開示																													

答申 番号	判断の要旨			
2941			部分2	
	12	「更新日」欄	非開示 部分3	
	13	「No」欄	非開示 部分3	
	14	「細目名称」欄		
	15	「摘要名称」欄		
	16	「単位」欄		
	17	「数量」欄		
	18	「乗率（J）」欄	非開示 部分1	
	19	「単価（T）」欄		
	20	「金額（K）」欄		
	21	「率対象」欄	非開示 部分3	
	22	「備考」欄の1行目及び2行目		
	23	「備考」欄の3行目	非開示 部分2	
	24	「更新日」欄	非開示 部分3	
	25	「単位」欄から「金額（K）」欄にか けての単価の計算式	非開示 部分2	
	26	「細目名称」欄に機労材の費目 が記録されている行	「No」欄	非開示 部分3
	27		「細目名称」欄	
	28		「摘要名称」欄	
	29		「単位」欄	
	30		「数量」欄	
	31		「乗率（J）」欄	非開示 部分1
	32		「単価（T）」欄	
	33		「金額（K）」欄	非開示 部分3
	34	「率対象」欄	非開示 部分3	
	35	「備考」欄		
	36	「更新日」欄		
	37	その他	文書のタイトル、共通単価の分類名、 表の項目名、欄外の説明等	非開示 部分3

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2942</p>	<p>《公共建築工事の契約に係る事務について》</p> <p>ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項では、普通地方公共団体は、契約の目的に応じ予定価格の制限の範囲内で申込みをした者を契約の相手方することを規定しており、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第13条第2項では、予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないことを規定している。</p> <p>この点、横浜市が発注する建築工事における予定価格は、直接工事費、共通費及び消費税相当額で構成されている。そのうち直接工事費は、一般的に設計図面から施工に必要な材料等の費目と数量を把握し、これに各費目の単価を乗ずることなどにより積算する。</p> <p>そして、横浜市では予定価格を適正かつ効率的に算出するために、主に住宅に係る建築工事で共通して使用する標準的な単価を横浜市建築工事共通単価表（B2）に掲載しており、主に教育施設に係る建築工事で共通して使用する標準的な単価を横浜市建築工事共通単価表（B3）に掲載している。横浜市建築工事共通単価表（B2）及び横浜市建築工事共通単価表（B3）（以下「共通単価表（B2、B3）」という。）には掲載されていない単価については、物価資料の掲載単価、カタログ等単価及び見積単価を使用して予定価格を算出する。なお、予定価格を事後公表としている建築工事では、このうちカタログ等単価及び見積単価について、事業者等が調達公告時に事前に閲覧できることとしている。</p> <p>イ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第3条各号では、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項として、①入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること、②入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること、③入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること、④その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること、⑤契約された公共工事の適正な施工が確保されることが規定されている。</p> <p>これを受けて、横浜市の工事入札では、予定価格を公表することとしており、調達公告において行う事前公表と契約締結後に契約結果と併せて行う事後公表の二つの方式を採用している。予定価格が1億円未満の建築工事については事前公表の方式を採用し、予定価格が1億円以上の建築工事については事後公表の方式を採用している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>実施機関は、本件開示請求に係る対象行政文書を「横浜市建築工事共通単価表（B2、B3）のうち、一覧表（目次）及び機労材の構成が分かるもの（歩掛り）」と特定し、「一覧表（目次）」（以下「目次」という。）を開示し、「機労材の構成が分かるもの（歩掛り）」（以下「歩掛表」という。）を非開示とする一部開示決定を行っている。目次は共通単価表（B2、B3）の目次部分であり、歩掛表は共通単価表（B2、B3）に掲載されている複合単価や材料単価等（以下「共通単価」という。）を算出するための情報が記録された部分である。当審査会が本件審査請求文書を見分したところ、目次には共通単価の費目や単価コードが記録されており、歩掛表には共通単価そのものや共通単価を構成する材料、労務、機械器具等（以下これらの各要素を「機労材」という。）の内訳並びに共通単価及び機労材の金額等の情報が詳細に記録されていた。</p> <p>歩掛表の表部分は、「No」欄、共通単価及び機労材の費目並びに機労材の合計額を示す「計」という文字が記録された「細目名称」欄、共通単価及び機労材の仕様や規格等が記録された「摘要名称」欄、共通単価及び機労材の単位が記録された「単位」欄、共通単価及び機労材の単位施工当たりの数量が記録された「数量」欄、共通単価及び機労材に定められた係数が記録された「乗率(J)」欄、共通単価及び機労材の単価が記録された「単価(T)」欄、共通単価及び機労材の金額が記録された「金額(K)」欄、共通単価及び機労材の補正率の対象等の情報が記録された「率対象」欄、単価コード並びに共通単価及び機労材の単価に関する情報が記録された「備考」欄並びに単価の更新日時が記録された「更新日」欄で構成されている。また、歩掛表の表以外の部分には、別表の項番号37の「その他」に示す内容が記録されている。</p> <p>なお、共通単価表（B2、B3）のうち歩掛表を除く部分は紙媒体で保存され、歩掛表は共通単価表（B2、B3）のシステムに電磁的記録として保存されている。</p>

答申 番号	判断の要旨
2942	<p>《条例第7条第2項第6号柱書の該当性について》 ※ 答申第2941号と同旨のため省略します。</p> <p>《付言》 ※ 答申第2941号と同旨のため省略します。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（行政文書の開示義務）

第7条 （第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号から第5号まで省略）

- (6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ（行政文書の存否に関する情報）

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881